

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月14日
【会社名】	株式会社ライドオン・エクスプレス
【英訳名】	RIDE ON EXPRESS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 江見 朗
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03(5444)3611
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼CFO 渡邊 一正
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03(5444)3611
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼CFO 渡邊 一正
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年4月14日開催の取締役会において、平成29年10月2日を効力発生日として単独新設分割を行うことに関し、平成29年6月28日に開催する定時株主総会に議案として提出することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 当該新設分割の目的

当社は、「ご家庭での生活を『もっと美味しく、もっと便利に』」をテーマに、宅配事業における拠点ブランドとして宅配寿司「銀のさら」を、複合化ブランドとして宅配御膳「釜寅」/宅配寿司「すし上等!」等を、提携レストランの宅配代行ブランドとして「ファインダイン」を展開しております。

これら全国の宅配拠点(デリバリー)ネットワーク、事業活動において構築した顧客データベース(ビッグデータ)、One to Oneマーケティングによる販売促進ノウハウ、それらリソースとのシナジー効果を上げられる業務提携やM & A、ファンドからの投資等を通じ、より多くのお客様に支持される本物の味と、自宅にいながらにして「受けられるサービス・楽しめるコンテンツ・届けられる商品」をスピーディに提供することによって、「誰もがご自宅にいながらにして、より便利で快適な新しいライフスタイルの創出」に貢献していく「次世代ホームネット戦略」を基本戦略として事業活動を進めております。

「次世代ホームネット戦略」の実現に向けて、今後更なるお客様のニーズに応えていくために、オンデマンド(お客様の要求に応じて即時にサービスを提供する)でのサービス提供を軸とした「オンデマンドプラットフォーム」を構築していきたいと考えております。

「オンデマンドプラットフォーム」の構築に向けては、当社の主要業態である「宅配寿司」、「宅配御膳」のブランド力、サービス力の更なる向上を目指すと共に、提携レストランの宅配代行ブランド「ファインダイン」の市場拡大、サービス力の向上及び他ブランドとの複合化店舗を、まずは首都圏を中心として展開していく必要があると考えております。

「オンデマンドプラットフォーム」の構築による企業価値の向上を図るため、また、今後のサービス拡大に向けた新業態の開発やM & A等の検討を進めるため、今以上に迅速な意思決定と事業実行及び市場環境の変化に柔軟に対応できる体制づくりが必要であると判断し、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

### 2. 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他新設分割計画の内容及び新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

#### (1) 分割の日程

新設分割計画書の承認取締役会	平成29年4月14日
新設分割計画書の承認株主総会	平成29年6月28日(予定)
新設分割の期日	平成29年10月2日(予定)

#### (2) 分割方法

当社を分割会社とし、新設する「株式会社ライドオンエクスプレス」及び「株式会社ライドオンデマンド」を承継会社とする新設分割の方法によります。

#### (3) 割り当て株式数の内容

新設分割に際して、新設会社「株式会社ライドオンエクスプレス」が発行する普通株式3,000株及び新設会社「株式会社ライドオンデマンド」が発行する普通株式3,000株は、すべて分割会社である当社に割当てます。

#### (4) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本件新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本件新設分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

## (5) その他の新設分割計画の内容

当社が平成29年4月14日開催の取締役会で承認した新設分割計画は、後記のとおりです。

3. 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

## (1) 株式会社ライドオンエクスプレス

商号	株式会社ライドオンエクスプレス
本店の所在地	東京都港区三田三丁目5番27号
代表者の氏名	代表取締役 江見 朗
資本金の額	120百万円
純資産の額	554百万円（平成28年12月31日現在）
総資産の額	961百万円（平成28年12月31日現在）
事業の内容	宅配事業 (フランチャイズ本部機能及び首都圏以外の直営店舗に関する事業)

(注) 分割する純資産及び総資産の金額については、上記の金額に効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定します。

## (2) 株式会社ライドオンデマンド

商号	株式会社ライドオンデマンド
本店の所在地	東京都港区三田三丁目5番27号
代表者の氏名	代表取締役 江見 朗
資本金の額	120百万円
純資産の額	625百万円（平成28年12月31日現在）
総資産の額	665百万円（平成28年12月31日現在）
事業の内容	宅配事業 (首都圏の直営店舗及び宅配代行の運営に関する事業)

(注) 分割する純資産及び総資産の金額については、上記の金額に効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定します。

## 株式会社ライドオンエクスプレス分割計画書

この分割計画書は、株式会社ライドオン・エクスプレス(以下、「甲」という。)が、会社組織再編を目的として、その営む宅配事業(フランチャイズ本部機能及び首都圏以外の直営店舗に関する事業。以下、「本件事業」という。)に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ライドオンエクスプレス(以下、「乙」という。)に承継させる新設分割(以下、「本件分割」という。)を行うにあたり、その分割計画の内容を定めるものである。

### 第1条 (乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項)

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

#### (1) 目的

1. 国内および海外におけるフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、加盟店の指導育成およびライセンス業務並びに飲食店の経営
2. 加盟店へ必要商品の仕入れルートおよび工事業者の斡旋および販売上必要な物品の供給
3. 食料品の製造、加工および販売
4. 商品の受注代行、配達代行およびそれに関する仲介業務
5. 酒類の販売
6. 普通自動車、原動機付自転車の買取および販売
7. 総合リース、レンタル業および損害保険代理店業
8. 店舗の売買、賃貸および管理
9. 広告代理業
10. インターネットおよびモバイルなどコンピューターネットワークを利用した各種情報の提供並びに販売
11. 通信販売業務
12. インターネットを利用した宅配サービスの受注代行、広告業務
13. インターネットに企業用のサービス画面を作成する業務およびインターネットでの広告業務
14. インターネットなどの情報通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務
15. 企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務
16. 前各号に付帯する一切の事業
17. その他適法な業務の一切

#### (2) 商号

株式会社ライドオンエクスプレス

#### (3) 本店の所在地

東京都港区

(設立時の本店は、東京都港区三田三丁目5番27号に置く。)

#### (4) 発行可能株式総数

12,000株

- 2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

### 第2条 (乙の設立時取締役ならびに設立時監査役の氏名)

乙の設立時取締役ならびに設立時監査役は次のとおりとする。

設立時取締役	江見 朗
設立時取締役	松島 和之
設立時取締役	渡邊 一正
設立時取締役	富板 克行
設立時取締役	水谷 俊彦
設立時取締役	赤木 豊
設立時監査役	清野 敏彦

第3条 (乙が甲から承継する資産、債務、労働契約その他の権利義務に関する事項)

乙は本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の本件事業に関する資産及び債務、労働契約その他の権利義務を承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、乙の成立日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

- 2 乙が甲より承継する債務については、甲が効力発生日をもって重畳的債務引受けを行うものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき重畳的債務引受けを行った債務につき自ら弁済その他の負担を行った場合には、乙に対してその負担額全額を請求するものとする。

第4条 (乙が本件分割に際して甲に対して交付する株式の数)

乙は本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、株式3,000株を発行し、そのすべてを甲に対して交付するものとする。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

乙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金 金120,000,000円
- (2) 資本準備金 金30,000,000円
- (3) その他資本剰余金  
株主資本等変動額から(1)及び(2)を控除した額

第6条 (手続の終了)

本件分割は平成29年10月1日までに必要な手続を終了させ、新設分割による乙に係る設立の登記を行う。ただし手続の進行上、必要のある場合は甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条 (競業禁止義務)

甲は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

第8条 (分割計画の変更)

本分割計画の作成後、乙の成立に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲の財産及び経営状態に重大な変動を生じた場合には、甲は必要に応じて本分割計画を変更し、または本件分割を行わないものとするができる。

第9条 (規定外事項)

本分割計画に定めるものの他、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨にしたがって甲がこれを決定するものとする。

以上

以上、本件分割の内容を証するため、本分割計画書を作成し、甲が記名押印するものとする。

平成29年4月14日

東京都港区三田三丁目5番27号  
(甲) 株式会社ライドオン・エクスプレス  
代表取締役 江見 朗

## 承継権利義務明細表

乙は本件分割により、効力発生日における甲の本件事業に属する資産、債務、労働契約その他の権利義務のうち、以下に記載するものを承継するものとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の額の評価については、平成28年12月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに乙の成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### (1) 承継する資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

- 現金及び預金
- 売掛金
- 商品
- 原材料
- 貯蔵品
- 前払金
- 役員・従業員短期債権
- 建物
- 建物附属設備
- 車両運搬具
- 工具器具備品
- 商標権
- ソフトウェア
- 役員・従業員長期貸付金
- 長期前払費用
- 敷金・保証金
- 上記に付随する一切の権利

### (2) 承継する債務

効力発生日における本件事業に係る以下の債務

- 資産除去債務
- ポイント引当金
- 預り保証金
- 上記に付随する一切の債務

### (3) 承継する契約その他の権利義務(上記(1)及び(2)に係るものを除く。)

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、労働契約、その他本件事業に係る一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務の内、当社が承継する必要があると判断したもの

ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なものの内、分割効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

### (4) 許認可等

甲が本件分割の効力発生日において、本件事業に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの

以上

(別紙)

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ライドオンエクスプレスと称し、英文では R I D E O N E X P R E S S C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内および海外におけるフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、加盟店の指導育成およびライセンズ業務並びに飲食店の経営
2. 加盟店へ必要商品の仕入れルートおよび工事業者の斡旋および販売上必要な物品の供給
3. 食料品の製造、加工および販売
4. 商品の受注代行、配達代行およびそれに関する仲介業務
5. 酒類の販売
6. 普通自動車、原動機付自転車の買取および販売
7. 総合リース、レンタル業および損害保険代理店業
8. 店舗の売買、賃貸および管理
9. 広告代理業
10. インターネットおよびモバイルなどコンピューターネットワークを利用した各種情報の提供並びに販売
11. 通信販売業務
12. インターネットを利用した宅配サービスの受注代行、広告業務
13. インターネットに企業用のサービス画面を作成する業務およびインターネットでの広告業務
14. インターネットなどの情報通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務
15. 企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務
16. 前各号に付帯する一切の事業
17. その他適法な業務の一切

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、12,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(特定の株主との合意による自己株式の取得)

第9条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主との合意によりその有する株式の全部または一部を取得することができる。

前項の場合、当社は会社法第160条第2項および同条第3項の規定を適用しないものとする。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が署名または記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名または名称、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株主に株式および新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定)

第13条 当社は、当社の株式および新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨および引受けの申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第15条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。



(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。  
会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第21条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。  
代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。  
取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の設定)

第34条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第35条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (期末配当金)

第41条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

### (中間配当金)

第42条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

### (期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 第7章 附 則

### (最初の事業年度)

第44条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成30年3月31日までとする。

以上、株式会社ライドオンエクスプレスを新設分割により設立するにあたって、本定款を作成し、次に記名押印する。

平成29年4月14日

東京都港区三田三丁目5番27号  
株式会社ライドオン・エクスプレス  
代表取締役 江見 朗

## 株式会社ライドオンデマンド分割計画書

この分割計画書は、株式会社ライドオン・エクスプレス(以下、「甲」という。)が、会社組織再編を目的として、その営む宅配事業(首都圏の直営店舗及び宅配代行の運営に関する事業。以下、「本件事業」という。)に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ライドオンデマンド(以下、「乙」という。)に承継させる新設分割(以下、「本件分割」という。)を行うにあたり、その分割計画の内容を定めるものである。

### 第1条 (乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項)

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

#### (1) 目的

1. 国内および海外におけるフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、加盟店の指導育成およびライセンス業務並びに飲食店の経営
2. 加盟店へ必要商品の仕入れルートおよび工事業者の斡旋および販売上必要な物品の供給
3. 食料品の製造、加工および販売
4. 商品の受注代行、配達代行およびそれに関する仲介業務
5. 酒類の販売
6. 普通自動車、原動機付自転車の買取および販売
7. 総合リース、レンタル業および損害保険代理店業
8. 店舗の売買、賃貸および管理
9. 広告代理業
10. インターネットおよびモバイルなどコンピューターネットワークを利用した各種情報の提供並びに販売
11. 通信販売業務
12. インターネットを利用した宅配サービスの受注代行、広告業務
13. インターネットに企業用のサービス画面を作成する業務およびインターネットでの広告業務
14. インターネットなどの情報通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務
15. 企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務
16. 前各号に付帯する一切の事業
17. その他適法な業務の一切

#### (2) 商号

株式会社ライドオンデマンド

#### (3) 本店の所在地

東京都港区

(設立時の本店は、東京都港区三田三丁目5番27号に置く。)

#### (4) 発行可能株式総数

12,000株

- 2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

### 第2条 (乙の設立時取締役ならびに設立時監査役の氏名)

乙の設立時取締役ならびに設立時監査役は次のとおりとする。

設立時取締役	江見 朗
設立時取締役	松島 和之
設立時取締役	渡邊 一正
設立時取締役	富板 克行
設立時取締役	水谷 俊彦
設立時取締役	赤木 豊
設立時監査役	清野 敏彦

第3条 (乙が甲から承継する資産、債務、労働契約その他の権利義務に関する事項)

乙は本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の本件事業に関する資産及び債務、労働契約その他の権利義務を承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、乙の成立日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

- 2 乙が甲より承継する債務については、甲が効力発生日をもって重畳的債務引受けを行うものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき重畳的債務引受けを行った債務につき自ら弁済その他の負担を行った場合には、乙に対してその負担額全額を請求するものとする。

第4条 (乙が本件分割に際して甲に対して交付する株式の数)

乙は本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、株式3,000株を発行し、そのすべてを甲に対して交付するものとする。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

乙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金 金120,000,000円
- (2) 資本準備金 金30,000,000円
- (3) その他資本剰余金  
株主資本等変動額から(1)及び(2)を控除した額

第6条 (手続の終了)

本件分割は平成29年10月1日までに必要な手続を終了させ、新設分割による乙に係る設立の登記を行う。ただし手続の進行上、必要のある場合は甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条 (競業禁止義務)

甲は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

第8条 (分割計画の変更)

本分割計画の作成後、乙の成立に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲の財産及び経営状態に重大な変動を生じた場合には、甲は必要に応じて本分割計画を変更し、または本件分割を行わないものとするができる。

第9条 (規定外事項)

本分割計画に定めるものの他、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨にしたがって甲がこれを決定するものとする。

以上

以上、本件分割の内容を証するため、本分割計画書を作成し、甲が記名押印するものとする。

平成29年4月14日

東京都港区三田三丁目5番27号  
(甲) 株式会社ライドオン・エクスプレス  
代表取締役 江見 朗

## 承継権利義務明細表

乙は本件分割により、効力発生日における甲の本件事業に属する資産、債務、労働契約その他の権利義務のうち、以下に記載するものを承継するものとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の額の評価については、平成28年12月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに乙の成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### (1) 承継する資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

- 現金及び預金
- 売掛金
- 原材料
- 貯蔵品
- 前払費用
- 建物
- 建物附属設備
- 車両運搬具
- 工具器具備品
- ソフトウェア
- 長期前払費用
- 敷金・保証金
- 上記に付随する一切の権利

### (2) 承継する債務

効力発生日における本件事業に係る以下の債務

- 資産除去債務
- 上記に付随する一切の債務

### (3) 承継する契約その他の権利義務(上記(1)及び(2)に係るものを除く。)

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、労働契約、その他本件事業に係る一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務の内、当社が承継する必要があると判断したもの

ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なものの内、分割効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

### (4) 許認可等

甲が本件分割の効力発生日において、本件事業に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの

以上

(別紙)

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ライドオンデマンドと称し、英文ではR I D E O N D E M A N D C o . , L t d .と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内および海外におけるフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、加盟店の指導育成およびライセンズ業務並びに飲食店の経営
2. 加盟店へ必要商品の仕入れルートおよび工事業者の斡旋および販売上必要な物品の供給
3. 食料品の製造、加工および販売
4. 商品の受注代行、配達代行およびそれに関する仲介業務
5. 酒類の販売
6. 普通自動車、原動機付自転車の買取および販売
7. 総合リース、レンタル業および損害保険代理店業
8. 店舗の売買、賃貸および管理
9. 広告代理業
10. インターネットおよびモバイルなどコンピューターネットワークを利用した各種情報の提供並びに販売
11. 通信販売業務
12. インターネットを利用した宅配サービスの受注代行、広告業務
13. インターネットに企業用のサービス画面を作成する業務およびインターネットでの広告業務
14. インターネットなどの情報通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務
15. 企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務
16. 前各号に付帯する一切の事業
17. その他適法な業務の一切

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、12,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(特定の株主との合意による自己株式の取得)

第9条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主との合意によりその有する株式の全部または一部を取得することができる。  
前項の場合、当社は会社法第160条第2項および同条第3項の規定を適用しないものとする。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が署名または記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名または名称、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株主に株式および新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定)

第13条 当社は、当社の株式および新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨および引受けの申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  
前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第15条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。  
株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。



(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。  
会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第21条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。  
代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。  
取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の設定)

第34条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第35条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## (監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## (監査役の実任免除)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

## (事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## (期末配当金)

第41条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

## (中間配当金)

第42条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

## (期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 第7章 附 則

## (最初の事業年度)

第44条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成30年3月31日までとする。

以上、株式会社ライドオンデマンドを新設分割により設立するにあたって、本定款を作成し、次に記名押印する。

平成29年4月14日

東京都港区三田三丁目5番27号  
株式会社ライドオン・エクスプレス  
代表取締役 江見 朗